

2019年6月18日

須増 伸子

1. 消費税増税について

須増議員

今年十月から実施されようとしている消費税の10%への増税について知事にお聞きします。

消費税の10%への増税は、家計を直撃し、消費不況をさらに深刻にします。低所得者ほど負担の重い消費税の増税は、貧困と格差をさらに拡大します。

特に、国内外の影響を受け景気の各種動向は、悪化を示しています。

今年の年明けに商店街の方にお聞きした時は、「消費税増税で、ポイント還元などの対策を現在準備している時で、今更止められたら困る。」という声が多かったわけですが、5月に回ったときには、「駆け込み需要もなく、益々景気が悪くなり、やっぱり消費税増税は中止してほしい。」という声が増えていることに驚きました。消費税増税を機に商売をやめるという話も聞きました。

そもそも、税の中で最も滞納が多い消費税、業者は消費税を価格に十分転嫁できず苦しんでいます。地域にねざしている商店街や小売業を対象に、消費税増税の影響を調査し、地域経済が深刻な打撃を受ける消費税増税に対する地方の声を国に届けていくべきと考えます。知事のお考えをお示してください。

知事

日本共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

消費税増税についてのご質問ですが、10月からの10%への引き上げは、社会保障財源を確保するために必要な措置と考えており、お話のような調査を県が実施することは考えていないところであります。

以上でございます。

須増議員

消費税につきましては、私たちは大企業や大金持ちにその能力に応じて負担をしていただくという提案で社会保障の財源はつくるべきだと、これからもがんばっていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

2. 災害対策について

須増議員

西日本豪雨災害から、一年を迎えようとしています。

豪雨による直接死は61名、災害関連死が現在12名認定されいまだ行方不明の方々もおられます。建設型・借上げ型合わせた仮設住宅に7572名が入居し、その他の避難者もおられ、住宅再建、生活再建はまさにやっと、これからという状況です。

そんな状況を踏まえ、被災者支援についていくつか伺います。

① まず仮設住宅の供与期間「2年間」の延長を求めてまいりました。「仮設住宅から出なくてはならないが、この夏の時期を過ぎなくては、家をどうするのか考えられない。」「気持ちは焦るが、家の再建のめどが立たない」などの声はさらに強く、住宅再建にもう少し時間がかかることは必至です。先日の公明党代表質問において、「現在実施中の調査において課題を把握し、検討する。」と答弁されましたが、災害復旧工事、小田川付け替えや堤防改修工事など到底後一年では終わらない工事もある中で、「必要である」ことに疑いようもありません。保健福祉部長、現在どのように検討し、いつそれを発表されるのかお示してください。

②医療費、介護保険利用料の無料化の延長を

7月以降も、市町村が減免措置を継続し、その負担が一定割合以上になった場合、国の8割の支援があると聞いています。

被災地では、無料化継続の要望はとても強く、岡山県災害対策連絡会からの要望書や署名も自治体に届けられていました。それを受け、倉敷市は、市で支え無料化の継続を進めると発表されています。県としても、被災者の命綱としてぜひ継続するため、市町村の財政負担に対し、支援をすべきと考えますがいかがでしょうか。また、被災者は自治体を超えて避難をしており広域的な対応が必要です。県としての対応を求めます。併せて、保健福祉部長のお考えをお示してください。

③グループ補助金の周知と相談体制強化を

全ての事業者に再建のチャンスを与えるためのグループ補助金ですが、申請に当たり、「手続きが大変」「見積もりが取りにくい」など困難がありました。この間、見積もりや設備の比較にも柔軟に対応していただいていることに感謝しています。

しかし、残念ながら既に補助申請を諦めてしまっている事業者もあります。ぜひ、

手続きの簡素化、迅速化を図り、また、被災事業者への周知や相談体制の強化により、生業の再建支援に取り組んでいただきたいと思います。産業労働部長のお考えをお示してください。

保健福祉部長

お答えいたします。

災害対策についてのご質問であります。

まず、仮設住宅についてであります。被災者の中には、思うように再建が進まず、日々の暮らしに不安を感じている方がおられることは、十分承知しております。

供与期間の延長には、国の同意が必要であり、現在、実施している住まいの再建に関する意向調査により、住宅再建の進捗状況や今後の見通し、課題を把握した上で、国への協議を検討することとしており、状況に変化があれば、速やかにお伝えしてまいりたいと存じます。

次に、医療費等の無料化についてであります。市町村に対する国の10割の財政支援は、発災直後の被災者の負担軽減を目的に、当初の期限を2回延長して、1年間特例的に行われていたものであります。

7月以降については、市町村が減免を継続し、かつ、その負担が大きい場合には、国から8割の財政支援が行われることとなっており、減免するか否かは、保険者である市町村の判断になるため、県が広域的な調整や財政支援を行うことまでは難しいと考えております。

発災から約1年が経過しており、今後は、被災者の支援ニーズが変化してくることから、被災者1人ひとりに寄り添いながら、1日も早い生活再建に向け、取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

産業労働部長

お答えいたします。

グループ補助金についてであります。県では、適正な審査が確保できる範囲で、申請書類を簡素化するとともに、順次、職員を増員するなど体制を強化し、手続きの迅速化に努めているところであります。

引き続き、市町村や商工会、商工会議所など支援機関等と連携して、補助金に係る一連の手続きを丁寧に説明するとともに、各地域で実施している個別相談会などにより、被災事業者をしっかりと支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございました。まず仮設住宅の問題なのですけれども、期間の延長の問題で情勢に変化があれば速やかに発表するとおっしゃったのですけれども、この仮設住宅の2年間の供与の期限が来る半年前に、被災者に伝える、通告すると制度上なっていますので、それでいうと年明けには2年間を守ることにすると、年明けには被災者に通告がいくという制度になっていると思うのですね。それまでには必ず、どういう風に延長できるのか、できないのかという事が発表されないといけないと思いますので、それから逆算すると、年内には発表されるべきであるという風に感じています。どうして時期が大事かといいますと、本当に再建にむけて思うようにいかない。精神的にも大変なのですけれども、物理的にも業者が見つからないとか、家の状況をどういう風にするのか家族でまとまらない、とかいろいろなことがある中で、本当にリミットはどこにあるのかという思いを募らせておられます。だから、早く目途が立たないといけないという風に思うのですけれども、そういう逆算でいくと、年内10月前後には発表して頂きたいという風に思うのですけれども、いかがでしょうか。

保健福祉部長

お答えいたします。

供与期間の延長の発表時期を明確にすべきではないかというご質問についてでございますが、供与期間の延長には国の同意が必要であり、現在実施している住まいの再建に関する意向調査により課題を把握したうえで、国への協議を検討するという事になっており、現時点でその時期をお示しすることは困難であります。業況に変化があれば速やかにお伝えして参りたいと存じます。以上でございます。

須増議員

国において決めるという話、仮設住宅そうなんですけれども、国も私も直接行って担当者にお伺いしてきました。被災3県でしっかり協議し、公共事業の進捗状況なども加味して、用地買収にかかっているお宅などは実際、とても2年で再建できない状況にありますので、そういう事も踏まえて検討すると、はっきりおっしゃっていますので、それはまあ、間違いなくそういうことなんだろうという風にも感じましたので是非ともよろしくお願いします。

では二つ目に移ります医療費の問題なのですけれども、現在倉敷市が半年間延長すると、先日倉敷市議会で市長が答弁をされました。他の自治体でもいくつかその方向で進んでいるとお聞きをしています。また、後期高齢者医療制度の岡山県連

合会の方も前向きに検討しているというお話もお聞きしております。そういう中で、例えば、倉敷市の被災者が県下全域に避難をされていて、早島や岡山市にもみなし仮設に住んでおられます。そういう方々に、倉敷市は対応しているけれども住民票を移したその方々は、同じ被災者でありながらその無料化の恩恵を受けられないという可能性が出ております。そういう事を、県として広域対策できるのではないかという質問も入れているのですけれども、ご答弁下さい。

保健福祉部長

再質問にお答えします。医療費の減免の関係で、市町村を引っ越しされた方について、県が広域的な調整をすべきではないかというご質問ですが、この減免を行うかどうかにつきましては、保険者である市町村の判断になりますので、いま現状では被災の状況や減免の対応は市町村ごと一様でないことから、県が広域的な調整を行うことは難しいと考えております。以上でございます。

須増議員

県がするのは難しいと、繰り返しておられるのですけれども、岩手県は現在も県として無料化を継続されております。東日本では、それで、熊本もこの制度にはなっていない時期ではありますけれども、県として支援しているという実績もあります。できないということではないのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

保健福祉部長

再質問にお答えします。

減免については、熊本や岩手県では県が支援している例があるが、いかがかというご質問でありました。まず、岩手県に関しましては東日本大震災の際には被害が甚大であったことから、国の支援を受けて、復興基金を設置したと聞いており、それを財源に継続をしているという状況ですので、本県で同様の対応をすることは困難と考えております。

また、熊本地震の場合は被災が県内広範囲に及んで、減免に係る負担が大きい市町村が相当数あったことや、国の特例の財政措置が一定条件のもと、一年以上、一年半まで半年延長されたことから、県内の市町村の総意で合意がとれ、県の調整交付金を活用するという形で減免を継続したときいております。これまでも県としては、機会をとらえて、県内の全市町村を集め、協議、検討を行ってきたところではありますが、被災の状況や減免の対応が市町村ごと一様でないことから、合意形成に至らなかったものであります。したがって、今回の7月豪雨災害に関連して県の調整交付金の活用をした減免への支援は難しいと考えております。以上でございます。

ます。

須増議員

各市町村での合意が難しかったというお話という事は、分かりました。

みなし仮設を斡旋したのは県の責任で、県下全域に広がったという事情があります。その方々は今相当数いらっしゃいますので、その対応だけは本当に広域的に何か方策がないものか、別の手立ても含めて検討頂きたいという風に思いますが、その可能性、検討の可能性はありますでしょうか。

保険福祉部長

再質問にお答えします。県としての広域的な対応の可能性の検討についてというご質問でございますが、これまでも機会をとらえて県内の市町村集めて協議検討してきたところでございますが、合意形成には至っていないという状況でございますので、県としての広域的な対応は難しいと考えております。いずれにしても、発災から約1年が経過しており、被災者の支援ニーズが変化してきていることから、被災者ひとりひとりの状況をお伺いして、丁寧な支援に努めるなど、一日もはやい生活再建に向けて取り組んで参りたいと存じます。以上でございます。

須増議員

ありがとうございました。

医療費の要望について、また介護保険の要望について被災者の状況も変化しているとおっしゃっていたのですけれども、現在になってだんだん被災者の方々が、体調不良を訴えたり、また緊張感がとれて今になって歯が悪くなったとか入れ歯が流れたのはこれから直そうとか色々なことを聞いていまして、今から必要なことではないのかという思いをしておりますので、何かしたらご検討いただけたらと、再度要望しておきます。では次の質問に移ります。

3. これからの防災対策について

須増議員

①県は、豪雨災害の検証結果等をもとに地域防災計画の見直しを進めています。

まず、地域防災計画が被災者や関係住民、要配慮者の声をしっかり反映させて充実されていくように取り組むべきと考えます。危機管理監のお考えをお示ください。

②今回の検証結果等でも指摘されている通り、避難情報を実効あるものにするために、発令基準、情報伝達方法、避難準備の方法、避難路の確認、要配慮者の避難方法の確立など見直しが求められています。

このたび、真備町では、避難指示が末政川と高馬川の決壊ののち、少なくとも一時間半以上かかって発令されていることにみられるように、大規模災害の時に、正確に実態を把握することはとても困難でした。まずは、避難情報を正確に発令するために、国と県が協力し災害のリスクを認識する技術が必要と考えます。そして、どれだけ正確に的確にその地域の住民に危機を伝えきれるかがとても大切だと思います。

岡山県の三大河川はいずれも、多くの自治体を通過し、流域は広大で、県北の降雨量と県南の降雨の量のずれや、河川や支流の特徴、流域のダムの放流など総合的に判断することが大切です。現在、気象庁が平成29年から実施している洪水危険度は流域雨量指数の計算などを行い、かなり正確に河川ごとに行われています。

しかし、ダムの放流情報までは、気象庁の情報には反映されていません。また、ダムの放流量を聞いても下流の住民や自治体がどの程度の水位に影響があるのかわかりません。洪水の危険度をより正確に理解するために、現在、国において、雨量状況やダムの放流も踏まえた水位の実況値や予測値を分かりやすく情報提供する「水害リスクライン」の運用を検討中と聞いています。県としても、より正確な情報をつかむ努力と、それを自治体間で共有できるようにすることが必要と考えます。土木部長のお考えをお示してください。

③次にダムの事前放流についてお聞きします。

5/20中国電力は、新成羽川ダムの治水協力について発表し、今年の梅雨時期から実施を進めることとなりました。内容は、積算雨量110ミリを超える予測が出された時に、発電放流能力を活用し、事前に放流を行い、ダム水位を低下させるというもので、平成30年7月豪雨での試算では、事前放流を行うことにより、最大放流時刻を90分遅らせ、最大放流量を毎秒2074m³から毎秒178m³減らすことが可能となり、例えば広瀬で25cm、日羽で21cm、酒津で12cmの水位の低下をさせる効果があります。利水ダムで治水協力を実施するのは、中四国以西では、新成羽川ダムが初めてのケースということで、新聞各紙も大きく取り上げるなど、関係者の皆様に感謝と敬意を表します。

わたしは、先日、新成羽川ダムに現地視察をしてきました。事前に放流し水位を下げるわけですが、その水位を下げる目標水位はWL18.0mとなっています。気象予測で、積算雨量が110ミリを超える場合で、この目標水位というのは良いのですが、昨年西日本豪雨災害のように、400ミリを超えての豪雨の場合、おのずとこの目

標水位をもっと下げていくべきではないのかと考えます。中国電力に対し、協議することができないものか求めてはと考えますが、知事のお考えをお示してください。

④また、県所管の多目的ダムについても、平成30年7月豪雨では事前放流ができていないダムもあり、今後検討が必要と考えます。このため、事前放流を実施する要領を作成し、事前放流に取り組むべきと考えますが、土木部長のお考えをお示してください。

知事

お答えいたします。

防災対策についてのご質問であります。

ダムの事前放流のうち新成羽側川ダムについてであります。中国電力からは、新成羽川ダムは、水島工業地帯の工業用水などの確保を担う利水専用ダムであり、目標水位は、これ以下の水位となると渇水リスクが高まり、利水者と渇水対策について協議を始める水位としており、出水期後に検証を行うと聞いております。

このため、検証結果を踏まえ、対応を検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

危機管理監

お答えいたします。

防災対策についてのご質問であります。

地域防災計画についてであります。今回、修正案の作成にあたっては検証過程で実施した住民アンケートや被災した子どもの居場所の設置など、被災者の実情を踏まえて取り組んだ内容を反映したところであります。

また、地域住民が自発的に作成する地区防災計画は、市町村地域防災計画に位置づけることが可能であり、今後、地区防災計画の作成を支援するモデル事業を推進するなど、県や市町村、地域住民が一体となって災害に備えることができるよう、さらに充実した計画作りに努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

土木部長

お答えいたします。

まず、ダム放流等による水位の影響についてであります。県では、現在、旭川において、旭川ダムの放流量や流域の雨量などを踏まえた水位情報を、下流の自治体に提供できるよう、関係機関と検討・検証を行っているところであります。

この結果も踏まえ、他の河川においても、同様の取組について検討してまいりたいと存じます。

次に、ダムของ事前放流のうち実施要領についてであります。土木部所管の全12ダムでは、実施要領を作成しており、台風前など、大きな出水が予想される場合に、事前放流を行うこととしております。

また、農林水産部所管の多目的ダムについては、管理者である市町村等に協力要請し、4ダムで事前放流を行うこととなっており、引き続き、残る5ダムも、実施要領の策定と併せて、働きかけを行うこととしております。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございました。まず、ダムの放流の予測をしっかりと河川ごとに住民に知らせる、自治体に認識してもらおうということが、今回の災害でも大きな影響があっただけに、ここは力を入れて頂きたいというふうに思っている訳なのですが、旭川ダムの経験をしっかりと拡大をしていくという答弁されたんですけども、とくに高梁川について、新成羽川ダムという民間の巨大ダムもあり、また県営のダムもありという難しさもあると思いますけれども、高梁川についてはどういう風に検討されているのかお示し下さい。

土木部長

再質問にお答えします。

現在、旭川で検討しているというところでございますけれども、高梁川等で検討してはどうかということでございますが、現在旭川において、検討しておりますのが、これまでの人口とか治山の状況を踏まえて、先行して水位の予測を、ダムの放流に伴う水位の予測をしておりましたけれども、この度の7月豪雨も踏まえまして、議員お話のように高梁川、小田川など他の河川につきましても緊急性等の優先度を考慮しながら順次検討して参りたいと考えております。以上でございます。

須増議員

優先度を考慮しながらとおっしゃられるなら、優先度は高いと思うのですけれども、しかも難しさもあると。私、先ほど読み上げました、国が準備している水害リスクラインというのは、まさに高梁川で国が管理している部分で決壊が起こった訳ですけれども、その決壊を国も県も自治体も市も、いつ決壊したか分からなかったっていうのを反省して、水位計、観測所がある間の水位を、容積や雨量やダムの放流量も加味して、正確に、今どこまで水位がきているというのを計算上出すことにする

っていうお話なのですね。大変、有益な計算で発表されるのだなと、期待しているところなのですから、それは国管理の河川までと言うことなのですね。だから、高梁川においても、国管理から北の部分や、また支流に大きな問題が起こった災害の教訓を受けて、県としてもその方法に学んでやるべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

土木部長

再質問にお答えします。

国管理等でやるのであれば、県管理等でも検討してはどうかという再質問でございます。ダムของ放流量にともなう水位を予測するためには、実務的には過去に発生した洪水データをもとに、収集してそれがどれくらい上昇していったか、あるいは上昇スピードはどれくらいだったかとか、そういうデータをきちんと蓄積して分析することが重要であると考えております。ですから、高梁川等につきましては、まだそういったデータの蓄積等が十分ではありませんので、そのあたりにつきましては、これからしっかり把握に努めて参りますし、お話の国のリスクライン、これも今試行的に運用中という所でございますので、その考え方であるとか、試行状況、あるいはその課題等もあると思いますので、そういった情報を収集しながら、県管理区間の活用についても可能性を検討して参りたいと思います。以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。知事に質問致します。

新成羽川ダムの検証をおこなうという事です、とお答え頂いたのですけれども、利水者に対する協議が必要になるというふうなお話だったのですけれども、技術的には、私も現地に行って聞いたのですけれども、技術的には今の目標水位 18m というところから、最低水位、ダムの排水ばけはここにありますので、ここまで下がるかどうかはべつにしても、技術的には下げていくことは可能なんだと。ただここには利水者の権利があるのでそうはいかないのだというお話もお聞きをして、初めてのことなので、これからしっかり実際の検証を行っていくんだという風に私もお聞きしました。

ただ、私が思ったのは利水者の権利も含めてなのですから、この事前放流の効果というのは、大変大きいものですから、これだけの大洪水の場合、大放流を少しでも和らげて頂くために、この下流住民の命と財産がかかっているんだという視点で、知事から積極的に迫る、利水者にも迫っていく、企業局もかかわっておられると思いますので、県としても、そこは十分検討課題があるんじゃないかと、感じていまして、そのことをお願いしたいのですけれども、知事考えをお示し下さい。

知事

この問題は経済的な問題であるけれども、命の問題とも係っているので、踏み込んだ対応を求めるべきではないかということでもあります。まさにそういう事で、県と沿線市町村、沿線市が中国電力に、義務がないことを承知の上でお願いをし、中国電力が英断をもって答えてくれたものであります。もともとダムを作るときに、利水者のために作ったものでありますので、ある意味治水の義務はなくても利水者のために仕事をする義務はあった訳であります。そのバランスをどのようにとっていくのか、分からない中で決断を下さったわけでありますので、検証結果を見るのは当然のことであると思います。その中で、どういうバランスがいいのか、これから我々としても注視していきたいと思っております。

須増議員

ありがとうございます。知事の積極的なご答弁頂いてありがとうございます。

私も実際に現地に行きまして、お話をお聞きしまして、真摯に誠実に取り組んで頂いていることに感動いたしまして、そういう意味で、今後しっかり取り組んで頂けるんだなという確信を得ましたので、そういう協議も今後、しかもできないというのではなくて、積み上げていきたいというお話でしたので、そういう事ができるのかなと、知事、これからもよろしくお願ひしたいと要望いたします。

須増議員

先ほど土木部長は県所管のダムについて、容量があり、事前放流をとり組むようになっているとおっしゃったのですけれども、現実に事前放流していないダムもあるのですけれども、その容量があったにも関わらず、今回もしていないダムがあるという風にお聞きしたらよかったですでしょうか。ちょっとそこがわからなかったので、もう一度お願いします。

土木部長

再質問にお答えします。

答弁では、土木部所管の全 12 ダムにおきましては、実施要領を作成して、事前放流もすでにこれまでも行っているというところでございます。それで、土木部所管以外にも、農林の所管のダムもございまして、そのうち、多目的ダムが9つダムがありますけれども、実際には操作は市町村に管理を委託しているという状況でございます。9つのうち、4つのダムでございますね、事前放流をおこなうということになっております。ですから、5つのダムについては現在事前放流をおこなっていないというところでございますので、その管理者である市町村にですね、実施要領も当然できていないわけですから、その作成と合わせて事前放流の要請を行うという

事に行っているという事でございます。

4. 幼児教育・保育の「無償化」について

須増議員

「子ども・子育て支援法」の改正法がこのゴールデンウィーク明けに可決されました。無償化と言いながら、現実には、これまで保育料の中に含まれていた副食費部分の約4500円は自己負担として残るため、消費税の増税もあり、その恩恵は小さいものです。また、保育所が副食費を徴収することとなり、混乱は必至です。

また、今まで以上に待機児童問題が深刻になります。岡山市と倉敷市だけでも今年4月時点での待機児童を含めた認可保育施設への未入園児は2057人に及びます。今まで以上に、保育士確保と認可保育園の増設が必要です。まずは、知事、保育園の待機児童解消に向けて岡山県の課題と対策をどのように考えているのかお示してください。

また、もう一つこの度の改正で、問題なのは、認可外保育施設指導監督基準を満たさない施設も5年間、公的給付の対象としている点です。現在岡山県が監督する施設中基準を満たさない施設は何施設ありますか。子どもの命と安全を守るギリギリの基準さえ満たしていない施設は、指導監督責任のある県として、基準を満たすよう是正させるべきと考えます。また、新規に届出のあった指導監督基準を満たさない施設は無償化の対象に認めないようにすべきと考えます。併せて保健福祉部長のお考えをお示してください。

知事

お答えいたします。

幼児教育・保育の無償化についてのご質問であります。

待機児童の解消についてであります。保育需要の増大が見込まれる中、市町村での受け皿の拡大に加え、保育士の確保が課題と考えております。

このため、県では、保育所等の整備に対する支援に加え、保育士・保育所支援センターが行う出張就職相談会を増やすとともに、保育所等から求人情報を直接収集し、きめ細かくマッチングを行うなど、保育士の確保に向けた取組を強化し、待機児童の解消につなげてまいりたいと存じます。

以上でございます。

保健福祉部長

お答えいたします。

認可外保育施設についてであります。県が所管する 68 施設のうち、昨年度の調査時点で、指導監督基準を満たしていない施設は 15 施設ありましたが、毎年、所管する全ての施設に立ち入り、必要な改善指導を行っております。

また、指導監督基準を満たさない施設については、市町村の条例により無償化の対象としないことも可能であります。まずは全ての施設が基準を満たせるよう、施設職員への研修の充実などにより、安全管理を徹底してまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

先ほどの、保育の無償化の問題の認可外施設についてなのですが、市町村が条例で無償化の対象にしないことができるという規定があるということなのですが、市町村に対してもしっかりと県としてもお知らせいただきたいと要望するとともに、しっかりと監督基準をみたして頂けるよう、取りくんで頂きたいと思っております。

昨年障害者の A 型事業所の問題で、やはり県が監督する対象の中で、公金を目当てに福祉や児童福祉と関係ない悪質な業者が入ってきたという事例があります。そういう、経験がある以上、やはり性善説にたっている制度になっていますので、本当に慎重な対応が求められていると感じていますので、ぜひともお願いをいたします。要望致します。

5. 若者の働き方等について

須増議員

この春、日本民主青年同盟岡山県委員会が実施した、岡山駅頭での対面によるアンケートで100名からききとった「若者しごととくらし実態調査」では、職場・生活で不安に感じることはという問いに、一位に人手が足りない、二位に賃金が低い、三位に休みが取れないと続きました。

職場の実態を聞くと「仕事のしんどさで体調と精神をこわし病院通いになった。」「有給が取れない。人手不足で、次の人がくるまででやめられない。」など、体を壊すような働き方があることもわかりました。就職するまでは支援がありますが、就職したのち、若い方々が職場での悩みを気軽に相談できる場所が必要ではないでしょうか。

また、県が実施した平成30年度仕事と家庭の両立支援に関する調査結果報告書では、セクハラ・マタハラ防止対策について29人以下の事業所の約半分が取り組んでいないとなっていました。ハラスメント対策を各事業所で取り組んでいただ

けるよう県としても周知するべきです。併せて、産業労働部長のお考えをお示ください。

産業労働部長

お答えいたします。

若者の働きかた等についてのご質問であります。職場の悩みを相談できる場として、国が県内 7 カ所に総合労働相談コーナーを設けており、県では若者への周知に努めるとともに、若者が悩みを相談しやすい職場環境づくりに向け、経営者等を対象とした研修などを行っているところであります。

また、ハラスメント対策については、ガイドブックや広報誌などを通じ周知に努めておりますが、引き続き、事業主には相談体制を整備する義務があることや、国の勧告に従わないときは企業名が公表される場合があることなども含め、事業者に対し、様々な機会を通じ周知して参りたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。

まず若い方々が就職したのちに相談できる場所、設置してはどうかという質問に対して事業所に指導して参るということだったのですけれども、事業所の中での働きづらさというものを事業所に相談するというのは若い人たちにとってとてもしんどいのではないかと思うんです。そういう職場だったら、基本定着していくと思うのですけれども、社会に出た入口のところでもつまずいて、その若者たちにとって大変大きな、一生を台無しにすることがあってはならない訳で、そういうことが起こらないように職場とは別に気軽に相談できる、労働局とか基準監督署とかなかなかハードルが高くて行けない訳です。ですから、今岡山県がやっている若者就職支援センター(ジョブカフェ)などの就職までの色々な相談活動の場所を少し拡大して、そういう場所にもできないものかと思うわけなのですけれども、いかがでしょうか。

産業労働部長

まず、若者が職場で相談するのは非常に難しいと、というようなことなので、どうするのかという事なのですが、まずそういった職場において若者が相談しやすいような、というようなことで、そのためには経営者であったり、人事担当者であったり、そういった方々が相談を受けやすいようなコミュニケーション力をもって、そういう対応ができるようなということで、まずはそういった方々に対して研修をするというご答弁をさせていただきました。

それから、ジョブカフェについて、それはちょっと拡大できないかというお話でしたけれども、ジョブカフェにつきましては、フリーターの方々をできるだけ就職に、正規雇用に結び付けようという目的を持ってさせて頂いておりますので、そういった相談も実際にはあるのではあるので、丁寧な対応はするのですが、そこでの機能ではないので、先ほど申し上げました国の専門機関の方に相談するようにと、というようなことで紹介をしたり、あるいはサポステの方に紹介したりというような対応をとらせて頂いております。やはり、職場の悩みを相談する場と致しましては、国が設けております先ほどご紹介申し上げました、総合労働相談コーナー、こちらの方で丁寧に対応しているということですので、そこで対応して頂くのが一番いいのかなということで、そういったところにつなげて参りたいと考えております。以上でございます。

6. 次に、岡山県心身障害者医療費公費負担制度についてお伺いします。

須増議員

岡山県心身障害者医療費公費負担制度の対象者は、2級以上の身体障害のある方や重度の知的障害のある方などとなっており、精神障害のある方は対象から外れています。

先日私がお聞きした倉敷市の精神障害のある方は、A型事業所あじさいに就労していたが、首切りにあい、B型就労継続事業所に代わり、工賃は月額3000円まで下がり、障害者年金とこの工賃で月額10万円弱、それから国保料と国民年金を支払い、月々の医療費を払うと、持病の内科治療の糖尿病の治療費が滞りがちになっている。食費と治療費を削っても足りないとの話でした。深刻だと思いました。岡山市は今年12月、制度の対象に精神障害のある方を加えることとしています。ぜひ県としても取り組むべきと考えます。知事のお考えをお聞かせください。

知事

お答えいたします。

心身障害者医療費公費負担制度についてのご質問ですが、県では、これまで、給付と負担の公平を図り、持続可能なものとなるよう、制度を運用してきたところであります。

精神障害のある人の精神疾患にかかる通院医療費は、国の制度により、本人負担が原則1割となっており、さらに、所得区分に応じた軽減措置も設けられているなど、一定の配慮がされていることから、県の公費負担制度を精神障害のある人に拡大することについては、慎重に判断すべき課題であると考えております。

以上でございます。